

## 資料 2

### 豊岡市多様性推進・ジェンダーギャップ対策検討委員会設置要綱

令和 6 年 5 月 30 日 豊岡市告示第 236 号

改正 令和 7 年 5 月 30 日 豊岡市告示第 218 号

(設置)

第 1 条 障がいの有無、性別、年齢差、国籍のちがい、価値観・文化・習慣のちがいなど、多様性を受け入れ、支え合うリベラルなまちづくりの推進（以下「多様性の推進」という。）に向けた指針（以下「指針」という。）の策定等に関し意見を聞くため、豊岡市多様性推進・ジェンダーギャップ対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 多様性の推進に関する事項
- (2) ジェンダーギャップ解消戦略の検討及び進行管理に関する事項
- (3) 多文化共生推進プランの検討及び進行管理に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、多様性の推進に必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域、企業、教育機関、関係団体等の代表者
- (3) 多世代及び多様な立場の市民
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から 1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等の職務)

第 6 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、その協議を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提供を求めることができる。

第8条 委員会は、協議事項のうち詳細に検討すべき課題について、調査又は協議するため、分科会を置く。

2 分科会は、ジェンダーギャップ対策分科会及び多文化共生推進分科会をそれぞれ置く。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、くらし創造部多様性推進・ジェンダーギャップ対策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後に最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、委員会が第2条に規定する協議を終了した日限り、その効力を失う。

附 則 (令和7年5月30日豊岡市告示第218号)

この要綱は、告示の日から施行する。

## 豊岡市多様性推進本部設置要綱

令和7年5月30日豊岡市告示第217号

(設置)

第1条 豊岡市において、多様性を受け入れ支え合うまちづくりを進めるため、豊岡市多様性推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 多様性施策の方針決定及び推進に関する事務
- (2) 多様性推進方針に基づく事務事業の評価に関する事務
- (3) 前号に掲げるもののほか、多様性施策の推進に関し市長が必要と認める事務

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 推進本部は、豊岡市会議規程（平成19年訓令第26号）第3条第1項に規定する者をもって構成し、本部長は市長、副本部長は副市長をもって充てる。

(会議)

第4条 本部長は、推進本部の会議を招集し、議事を進行する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第5条 本部長は、所掌事務のうち詳細に検討すべき課題（以下「検討課題」という。）について、調査又は協議する必要があると認めるときは、推進本部に部会を置く。

- 2 部会は、ジェンダーギャップ対策部会並びに多文化共生推進部会をそれぞれ置く。
- 3 部会は、当該検討課題に関連する部署の職務に従事する職員をもって組織する。

(庶務)

第6条 推進本部及び部会の庶務は、くらし創造部多様性推進・ジェンダーギャップ対策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が推進本部に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。